前回のスクリーニング評価の判定について

1. 背景

平成24年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第118回審査部会、第125回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合(平成24年7月27日開催)において審議を行い、優先評価化学物質相当と判定されたものについて、その指定にあたり、再度精査を行ったところ、以下の2物質については、判定を見直す必要性を認めたため、再評価を行うこととしたい。

2. 再評価の対象物質及び判定の見直しについて

- (1) 2-メチルペンタナール (別名:2-メチルバレルアルデヒド)
- ①7月の判定

暴露クラス3、生態影響有害性クラス2から、優先評価化学物質相当と判定された。

②精査により判明した事項

製造・輸入数量と出荷数量に大きな乖離があり精査したところ、届出事業者から出荷数量及び用途について修正があった。これにより、暴露クラスは「外」に変更される。

また、判定当時、当該物質の生分解性については、知見が得られていなかったことから、デフォルトである「難分解性」としていたが、本日の審議において、分解性既知の化学物質との比較により審議されたところ。

③見直し案

以下により、優先度「クラス外」となり、優先評価化学物質に相当しないと 再評価する。

CAS 番号	物質名	生分解性	暴露クラス	暴露クラス (分解性考 慮)	有害性クラス	優先度
123-15-9	2 - メチ ルバレル アルデヒ ド	良 あるいは 難	外	外	2	クラス外

(2) ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム

①7月の判定

暴露クラス1、人健康有害性クラス4及び生態影響有害性クラス2から、優先評

価化学物質相当と判定された。

②精査により判明した事項

本化学物質は直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩 (通称 LAS) の一種であるが、7月の判定の際に用いた有害性情報は、本化学物質単体ではなく、本化学物質を含む LAS (複数の類縁化学物質の混合物) を被験物質とした有害性情報であった。また、本化学物質は LAS の混合物として製造・輸入・出荷されることが多いという実態を踏まえると、こうした実態を踏まえた評価単位が望ましいと考えられる。

③見直しの方向性

評価単位を見直した上で、今年度内に再度判定を行う。